

令和4年10月6日

除雪機械を配備して除雪体制を整えます！

～除雪出陣式を開催します～

稚内開発建設部では、冬期間における道路交通の安全確保を図るため、除雪機械を除雪基地へ配備し除雪体制を整えることに併せて、除雪出陣式を下記のとおり開催しますので、お知らせします。

本出陣式は、本格的な降雪期を迎えるにあたり、稚内開発建設部管内における冬期間の道路交通の安全確保及び除雪作業への安全意識の向上を目的として、除雪体制を整えることに併せて開催するものです。

記

- 1 日 時 : ①令和4年10月12日(水) 9:30(雨天決行)
②令和4年10月13日(木) 13:30(雨天決行)
- 2 場 所 : ①道の駅「さるふつ公園」駐車場(海側)
(宗谷郡猿払村浜鬼志別214番地7)
※雨天時は、浜鬼志別除雪ステーションにて開催予定
②浜頓別道路事務所構内(枝幸郡浜頓別町緑ヶ丘6丁目1番地)
- 3 内 容 : 別紙のとおり
取材を希望される方は、事前に広報官(0162-33-1015)までお申込みください。
※上記①は稚内道路事務所での開催内容となります。
上記②は浜頓別道路事務所での開催内容となります。

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、ソーシャルディスタンスの確保、マスク等の着用、消毒液の設置などの対策を実施いたします。

※取材の際は、各社必要最小限の人数でご参加のうえ、感染防止対策にご協力願います。

【問合せ先】 国土交通省 北海道開発局 稚内開発建設部

稚内道路事務所	所長	いわぶち ひとし 岩 瀨 仁志	電話 0162-33-5276
浜頓別道路事務所	所長	こやま あきら 孤 山 晃	電話 01634-2-2173
道路整備保全課	課長	くぼた ひでき 久 保 田 英 樹	電話 0162-33-1159

稚内開発建設部ホームページ <https://www.hkd.mlit.go.jp/wk/>

稚内開発建設部公式 Twitter アカウント https://twitter.com/mlit_hkd_wk

北海道地区道路情報 <http://info-road.hdb.hkd.mlit.go.jp/RoadInfo/index.htm>

稚内開発建設部

北海道地区道路情報



稚内開発建設部 除雪出陣式の開催について

別紙1

【概要】

稚内開発建設部では、本格的な降雪期を迎えるに当たり、冬期間の道路交通の安全確保を図るため、除雪機械を各除雪基地へ配備し、稚内開発建設部管内における除雪体制を整えることに併せて、除雪出陣式を開催します。

稚内道路事務所

【除雪出陣式内容】

令和4年10月12日(水)

- ・開会の挨拶
- ・除雪作業の安全等の説明
- ・受注者代表の安全宣言
- ・除雪車各装置の動作確認
- ・出陣宣言
- ・閉会

※出陣予定

除雪車3台(除雪トラック2台、ロータリ除雪車1台)

【開催場所】 至 稚内



除雪出陣式 会場
(一般国道238号
道の駅「さるふつ公園」
駐車場(海側))

報道機関
駐車場

道の駅「さるふつ公園」

238
至 浜頓別

浜頓別道路事務所

【除雪出陣式内容】

令和4年10月13日(木)

- ・開会の挨拶
- ・除雪作業の安全等の説明
- ・受注者代表の安全宣言
- ・除雪車各装置の動作確認
- ・出陣宣言
- ・閉会

※出陣予定

除雪車6台(除雪トラック3台、ロータリ除雪車2台、除雪ドーザ1台)

【開催場所】

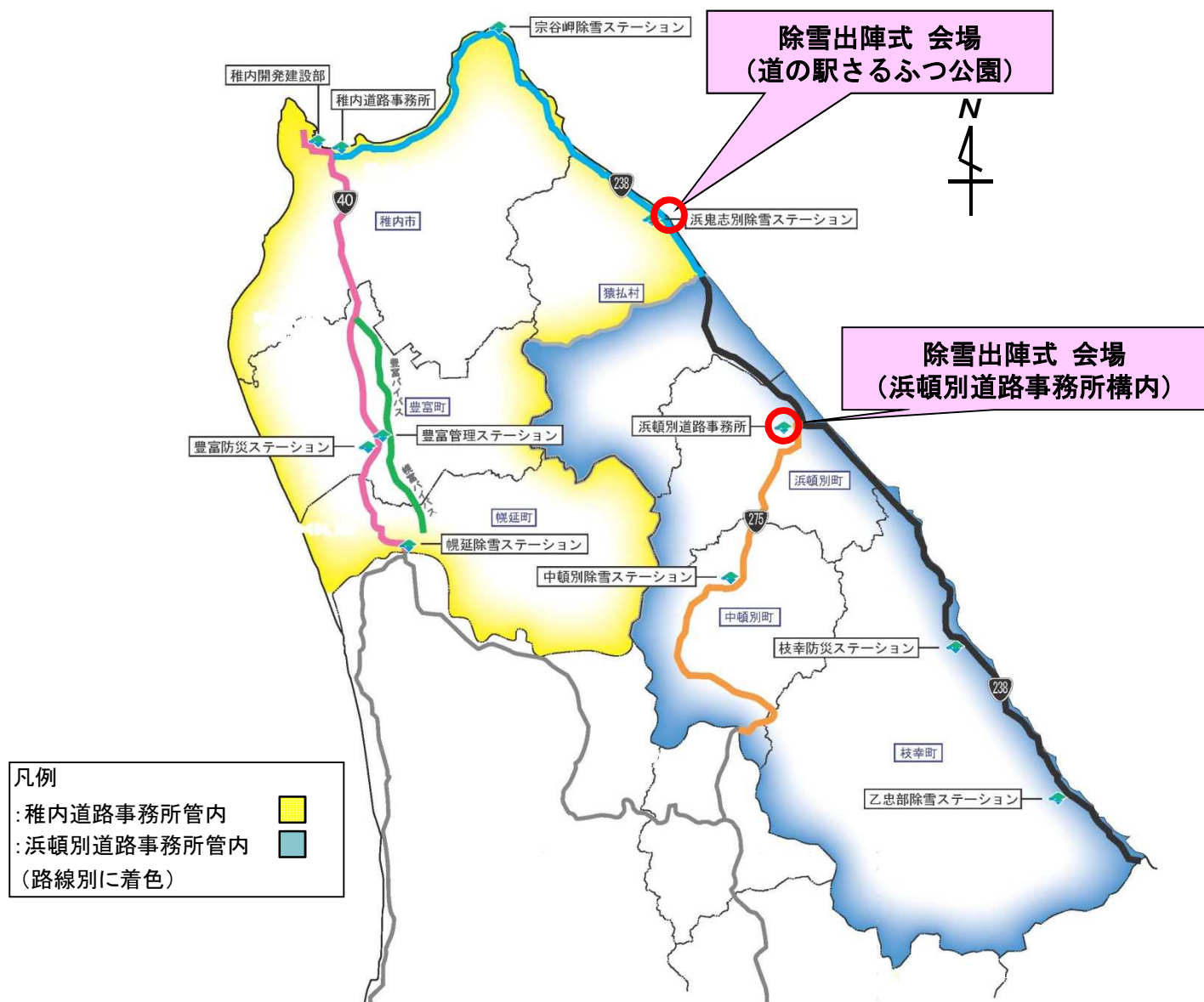


除雪出陣式 会場
(浜頓別道路事務所構内)

至 音威子府

※ソーシャルディスタンスの確保、マスク等の着用により、新型コロナウイルス感染予防対策を実施し、除雪出陣式を行います。

稚内開発建設部管内の除雪体制について



【 稚内道路事務所の管轄 】

【 浜頓別道路事務所の管轄 】

稚内道路事務所では、一般国道40号、238号の2路線、延長約146kmを管理しています。

これらの国道を除雪基地5箇所 計28台の除雪車で除排雪や路面凍結対策を行っております。

浜頓別道路事務所では、一般国道238号、275号の2路線、延長約137kmを管理しています。

これらの国道を除雪基地4箇所 計20台の除雪車で除排雪や路面凍結対策を行っております。

除雪機械について(1/2)

【 除雪機械 】

「新雪除雪」

多くの雪が降った場合、車道に降り積もった雪を道路脇へ寄せます。

除雪トラックや除雪グレーダにより路側や路外に雪を寄せるほか、除雪ドーザにより交差点などを除雪します。



< 除雪トラック >



< 除雪ドーザ >

「路面整正」

路面に凸凹やわだちが出来た場合、路面を平坦にし、車が走りやすくします。

除雪トラックや除雪グレーダで、路面の圧雪や氷板を削り取り、車の走行に必要な幅員と路面の平坦性を確保します。



< 除雪トラック >



< 除雪グレーダ >

「歩道除雪」

歩道に雪が降り積もった場合、歩行者が歩けるように、通勤・通学の時間帯前に除雪します。

小型除雪車に装備したロータリ装置やブレード装置により、歩道部に降り積もった雪を除雪します。



< 小型除雪車 >

除雪機械について(2/2)

【 除雪機械 】

「運搬排雪」

除雪作業により、道路脇に雪が高く積み上がった場合、次の除雪に備えて排雪します。

道路脇に高く積み上がった雪山(雪堤)をロータリ除雪車で切り崩して、ダンプトラックへ積み込み、雪堆積場等へ運搬します。



<ロータリ除雪車>

「凍結防止剤等散布」

氷板や圧雪アイスバーンのツルツル路面が発生する場合、凍結防止剤や防滑材を散布してツルツル路面の解消を図ります。

凍結防止剤散布車により、坂道や交差点部などのツルツル路面において凍結防止剤(塩化ナトリウム等)や防滑材(砂)を散布します。



<凍結防止剤散布車>

【 除雪に関するお願い 】

除雪作業を円滑に行うため、以下のことにご理解とご協力をお願いします。

- 1 除雪作業は、快適・安全な朝の通勤通学のために、交通量の少ない深夜から早朝にかけて作業を行いますので、除雪作業に伴う振動や騒音の発生にご理解願います。
- 2 路上駐車や放置自転車は、円滑な除雪作業の妨げになりますので、車両の駐車、自転車等の放置はご遠慮願います。
- 3 車道への雪出しは、交通事故や道路障害の原因となりますので、ご遠慮ください。
- 4 大型の除雪機械により除雪作業を行うため、玄関前等に一部の雪が残ることがあります。除雪作業後の残雪処理は、各ご家庭等、ご使用者にて実施していただくよう、ご協力をお願いします。
- 5 市街地の交差点及び郊外部の坂などに砂箱を設置しています。路面が凍結している場合などには、砂まきにご協力をお願いします。